

平成 2 2 年 度

随 時 監 査 結 果 報 告 書

収 入 未 済 額、不 納 欠 損 額 について

監 査 事 務 局

1 監査テーマ

収入未済額、不納欠損額について

2 監査の目的

自治体において、自主財源の確保は重要な課題になっている。当市においても、未収金の解消に向けて、市税を中心に鋭意取り組みが進められているが、各課が取り扱う歳入について、一部未収額の増大と長期化の傾向が見受けられる。

本監査は、納税者間の公平性の確保と適正かつ合理的な未収金の管理を行うため、収入未済、不納欠損及び滞納整理事務が法令、条例・規則等に従い適正に執行されているかを明らかにするとともに、その結果を今後の滞納整理事務の適正な執行に資することを目的とする。

3 監査の対象

平成21年度決算で収入未済額・不納欠損額（現年、過年度）が多い財務部収納課（市税、国民健康保険税）を対象とした。

4 監査の実施期間

平成22年9月30日から平成22年11月10日まで

5 監査の方法

平成21年度決算における収入未済額・不納欠損額（現年、過年度）について、主に次の事項に係る関係書類の照合、関係職員への質問を行った。

- ① 滞納整理事務は、具体的な基準等に基づいて適正に行われているか。
- ② 収入未済額解消のための取組みが講じられ、実績が上がっているか。
- ③ 滞納者の実態、滞納に至った理由・経過等、滞納整理に関する基本的な事項が整理されているか。
- ④ 督促は、適時かつ適正に行われているか。
- ⑤ 分割納付の理由及び手続きは適正か。
- ⑥ 延滞金は適正に徴収しているか。
- ⑦ 滞納処分あるいは強制執行等債権の確保のための措置がとられているか。
- ⑧ 滞納処分あるいは強制執行等は、適時かつ適正に行われているか。
- ⑨ 不納欠損処分は、適時かつ適正に行われているか。

6 監査の結果

(1) 概要

過去3年度における調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収入率は以下のとおりである。

(単位 : 円)

区 分		平成19年度				
		調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
個人市民税	現年分	2,289,192,528	2,241,793,174		47,399,354	97.9
	滞納繰越分	97,026,319	21,336,104	3,232,150	72,458,065	22.0
	計	2,386,218,847	2,263,129,278	3,232,150	119,857,419	94.8
		平成20年度				
	現年分	2,321,095,105	2,274,317,837		46,777,268	98.0
	滞納繰越分	117,151,564	24,953,637	5,010,316	87,187,611	21.3
	計	2,438,246,669	2,299,271,474	5,010,316	133,964,879	94.3
		平成21年度				
	現年分	2,231,019,885	2,188,657,281		42,362,604	98.1
	滞納繰越分	132,174,436	25,896,235	5,493,844	100,784,357	19.6
	計	2,363,194,321	2,214,553,516	5,493,844	143,146,961	93.7
	法人市民税		平成19年度			
現年分		633,409,800	630,684,100		2,725,700	99.6
滞納繰越分		12,469,740	2,357,604	248,400	9,863,736	18.9
計		645,879,540	633,041,704	248,400	12,589,436	98.0
		平成20年度				
現年分		612,651,000	610,538,300		2,112,700	99.7
滞納繰越分		12,589,436	2,200,197	234,003	10,155,236	17.5
計		625,240,436	612,738,497	234,003	12,267,936	98.0
		平成21年度				
現年分		480,269,500	478,114,500		2,155,000	99.6
滞納繰越分		12,262,136	859,800	1,113,700	10,288,636	7.0
計		492,531,636	478,974,300	1,113,700	12,443,636	97.2
固定資産税		平成19年度				
	現年分	3,240,150,800	3,178,355,922		61,794,878	98.1
	滞納繰越分	278,474,293	42,289,664	11,698,877	224,485,752	15.2
	計	3,518,625,093	3,220,645,586	11,698,877	286,280,630	91.5
		平成20年度				
	現年分	3,355,841,500	3,283,893,421		71,948,079	97.9
	滞納繰越分	286,070,230	49,568,933	13,593,280	222,908,017	17.3
	計	3,641,911,730	3,333,462,354	13,593,280	294,856,096	91.5
		平成21年度				
	現年分	3,395,697,600	3,330,460,688		65,236,912	98.1
	滞納繰越分	294,804,096	52,509,200	10,998,033	231,296,863	17.8
	計	3,690,501,696	3,382,969,888	10,998,033	296,533,775	91.7

区 分		平成 1 9 年度				
		調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
軽自動車税	現年分	109,441,200	106,747,700		2,693,500	97.5
	滞納繰越分	9,874,735	1,608,007	509,800	7,756,928	16.3
	計	119,315,935	108,355,707	509,800	10,450,428	90.8
		平成 2 0 年度				
	現年分	111,224,700	108,550,300		2,674,400	97.6
	滞納繰越分	10,389,028	1,894,387	675,700	7,818,941	18.2
	計	121,613,728	110,444,687	675,700	10,493,341	90.8
		平成 2 1 年度				
	現年分	112,982,700	110,207,200		2,775,500	97.5
滞納繰越分	10,493,341	1,760,335	489,006	8,244,000	16.8	
計	123,476,041	111,967,535	489,006	11,019,500	90.7	
特別土地保有税		平成 1 9 年度				
	現年分					
	滞納繰越分	5,056,403	1,249,900		3,806,503	24.7
	計	5,056,403	1,249,900	0	3,806,503	24.7
		平成 2 0 年度				
	現年分					
	滞納繰越分	3,806,503	200,000		3,606,503	5.3
	計	3,806,503	200,000	0	3,606,503	5.3
		平成 2 1 年度				
現年分						
滞納繰越分	3,606,503	60,000	3,546,503		1.7	
計	3,606,503	60,000	3,546,503	0	1.7	
都市計画税		平成 1 9 年度				
	現年分	186,496,700	182,921,978		3,574,722	98.1
	滞納繰越分	16,564,326	2,515,490	695,878	13,352,958	15.2
	計	203,061,026	185,437,468	695,878	16,927,680	91.3
		平成 2 0 年度				
	現年分	196,068,400	191,847,985		4,220,415	97.8
	滞納繰越分	16,886,180	2,925,960	802,385	13,157,835	17.3
	計	212,954,580	194,773,945	802,385	17,378,250	91.5
		平成 2 1 年度				
現年分	209,401,300	205,362,512		4,038,788	98.1	
滞納繰越分	17,378,250	3,095,340	648,317	13,634,593	17.8	
計	226,779,550	208,457,852	648,317	17,673,381	91.9	

区 分		平成19年度					
		調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率	
国民健康保 険税	現年分	1,421,005,500	1,326,587,715		94,417,785	93.4	
	滞納繰越分	459,602,810	65,194,200	11,201,143	383,207,467	14.2	
	計	1,880,608,310	1,391,781,915	11,201,143	477,625,252	74.0	
			平成20年度				
	現年分	1,151,303,900	1,070,912,372		80,391,528	93.0	
	滞納繰越分	471,151,852	71,195,125	11,928,191	388,028,536	15.1	
	計	1,622,455,752	1,142,107,497	11,928,191	468,420,064	70.4	
			平成21年度				
	現年分	1,117,782,800	1,022,684,943		95,097,857	91.5	
	滞納繰越分	465,683,364	63,973,808	19,448,393	382,261,163	13.7	
	計	1,583,466,164	1,086,658,751	19,448,393	477,359,020	68.6	

集 計

区 分		調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成19年 度	現年分	7,879,696,528	7,667,090,589		212,605,939	97.3
	滞納繰越分	879,068,626	136,550,969	27,586,246	714,931,409	15.5
	計	8,758,765,154	7,803,641,558	27,586,246	927,537,348	89.1
平成20年 度	現年分	7,748,184,605	7,540,060,215		208,124,390	97.3
	滞納繰越分	918,044,793	152,938,239	32,243,875	732,862,679	16.7
	計	8,666,229,398	7,692,998,454	32,243,675	940,987,069	88.8
平成21年 度	現年分	7,547,153,785	7,335,487,124		211,666,661	97.2
	滞納繰越分	936,402,126	148,154,718	41,737,796	746,509,612	15.8
	計	8,483,555,911	7,483,641,842	41,737,796	958,176,273	88.2

現年度分の収入率は、97%台（市税・国民健康保険税）で推移している。滞納繰越分は、いったん滞納となってしまうと回収が困難になることから低い収入率で推移しており、15%から16%台で推移している。

（2）滞納整理の管理体制

イ 組織体制

平成21年度現在、収納課は職員8名、嘱託1名、アルバイト1名で構成されており、収納事務及び滞納整理事務に取り組んでいる。

ロ 事務手続に関する基準等

市税の徴収事務は、「地方税法」、「国税徴収法」、「加西市税条例」、「督促手数料及び延滞金徴収に関する条例」、「加西市市税不納欠損処分取扱規則」等に基づき実施されている。

国民健康保険税の徴収事務は、上記法令のほか「加西市国民健康保険税条例」「加西市健康保険税滞納世帯に関する事務取扱要綱」等によって実施されている。

また、収納課においては、収納事務に係る「業務マニュアル」作成し、それに従って業務を執行している。

(3) 滞納整理記録

滞納者の管理は、ホスト・コンピューターの収滞納管理システムで行っている。

この収滞納管理システムにおいて、督促状の発送、文書催告、執行停止、不納欠損処分情報、財産管理、分納及び滞納処分等の滞納者の滞納状況、交渉・経過記録、各種通知書の管理がなされている。

(4) 滞納整理事務

納期限までに完納しない納税者に対しては、納付の請求を求める督促状を発送している。

督促をしてもなお完納されない場合には、文書、電話又は訪問による納税催告を行っている。その際、納税者から、失業・事業等不振その他の理由により、納期限内納付が困難である場合で、分割納付の申し出がある場合には、「納付誓約書」の提出を求め、分割納付を認めている。

(5) 滞納処分等

イ 滞納処分

催告後においても未納の場合、あるいは分納誓約が不履行の場合には、実態調査（臨場調査、官公庁調査、財産調査等）を行い、差押、交付請求、換価配当の滞納処分を行っている。その実績は次のとおりである。

① 差押

平成21年度の差押対象税額 1億8,294万7千円

内訳 動産：4,718万3千円 債権：1億3,576万4千円

② 交付要求

平成21年度の交付要求対象額 3,193万4千円

配当 124万3千円

③ 換価

平成21年度の換価債権 216件、1,569万8千円

内訳 年金：566万3千円 預貯金：418万8千円 所得税還付金：248万円 消費者金融過払金202万9千円 その他

換価動産（インターネット公売） 22件 絵画等の売却代金88万7千円

ロ 執行停止

滞納者が次のいずれかに該当する事実があると認められるときは、滞納処分の執行を停止することができる（地方税法第15条の7第1項）。

① 滞納処分をすることができる財産がないとき

② 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき

③ その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

平成21年度に行った執行停止は、44人、488万4千円となっている。その内訳は、上記①に該当するもの16人、277万7千円、②に該当するもの17人、150万2千円、③に該当するもの11人、60万5千円である。

ハ 不納欠損

平成21年度に不納欠損したものは、市税、国民健康保険税で269人、4,173万8千円となっている。

原因別に見ると地方税法第15条の7第4項（執行停止後3年経過により消滅）130人、2,288万1千円、同条5項（即時消滅）に該当するものが121人、1,585万1千円、第18条（5年時効）に該当するものが18人、300万6千円となっている。

（6）監査意見

イ 新HOST・コンピューターへの移行

滞納者の管理について、平成22年度から新HOST・コンピューターに切り替わったことにより、従来使用していた帳票のうち、現年度滞納者リスト、現年度催告書（納付書形式）、分納不履行者抽出、執行停止帳票が出力出来なくなっている。

このため、システムのバージョンアップまでの経過措置として、当面の間は収納担当SEよりエクセルデータで受け取り、あるいは徴税吏員が手作業で現年度滞納者リスト、現年度催告書（納付書形式）、分納不履行者抽出を打ち出しているなど、新システム導入以前よりも作業が増えている。新システムへ移行の際には、電算関係部局及び担当課において十分な協議を行うよう努められたい。

ロ 実態調査の把握

催告及び分納誓約後、未納や不履行と認められ場合には、各徴収吏員が実態調査を行っている。しかし、収納課全体の実態調査の状況を常時把握するためのシステムが構築されていない。業務の効率化と納税者間の公平を図るため、このシステムの構築を検討されたい。

ハ 分納の規則化

収納課業務マニュアルにおいて、誓約書及び状況調査表に基づき、収納課長決裁で分納が行われている。手続の透明性を高めるため、分納に係る課長への権限委任、分納基準等を規則化することについて検討されたい。

二 徴税指導員の任期付採用

滞納整理事務は、専門性が非常に高い業務であるため、徴収吏員の能力向上を図ることが不可欠である。そのために、徴収吏員に対して、法令及び滞納処理手法についての助言や指導を行う徴税指導員（例えば、税務署OB）を任期付職員又は収納業務に明るい職員OBを再任用職員として採用することを検討されたい。